



山形県公報

令和6年11月6日(水)

号 外 (29)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定……………(健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第778号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和6年11月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類(通称名 Flunitazene、Flunitazene)
- (2) N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類(通称名 Metodesnitazene、Metazene)
- (3) 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキサール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類(通称名 MD-PiHP、MD-PHiP)
- (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブromo-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類(通称名 ADB-5' Br-PINACA)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和6年11月7日

令和6年11月6日印刷
令和6年11月6日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県